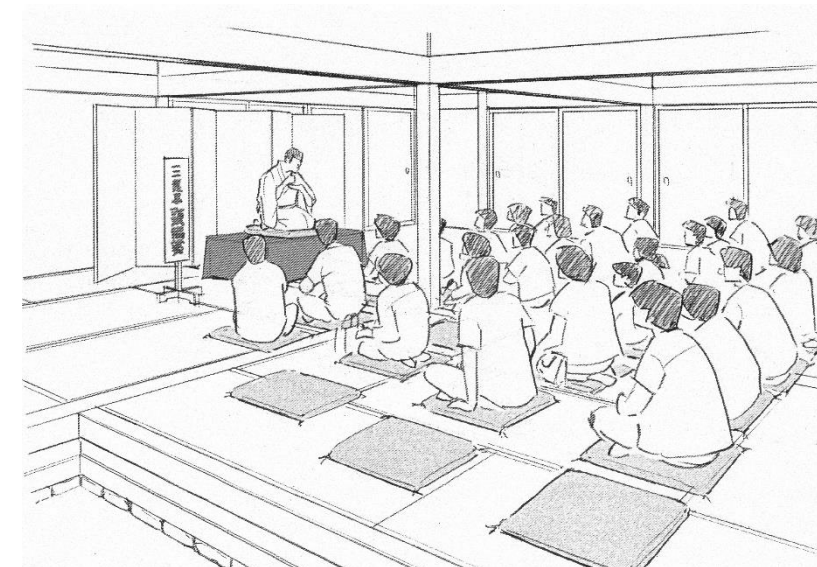
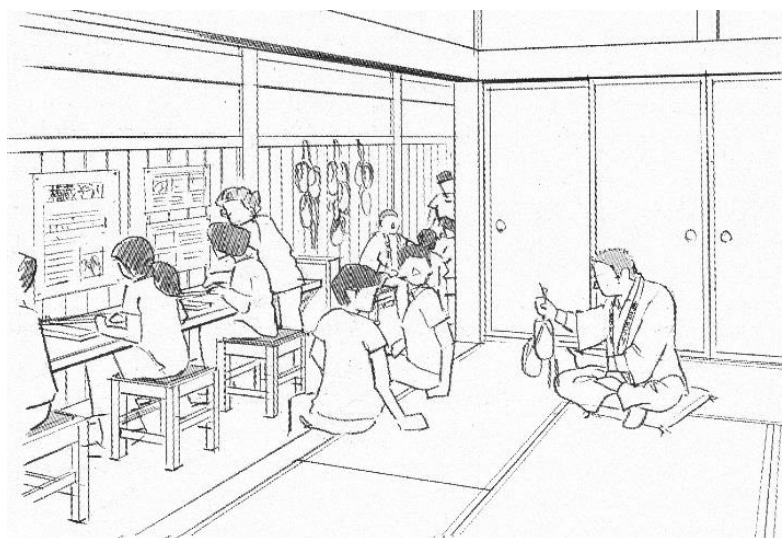
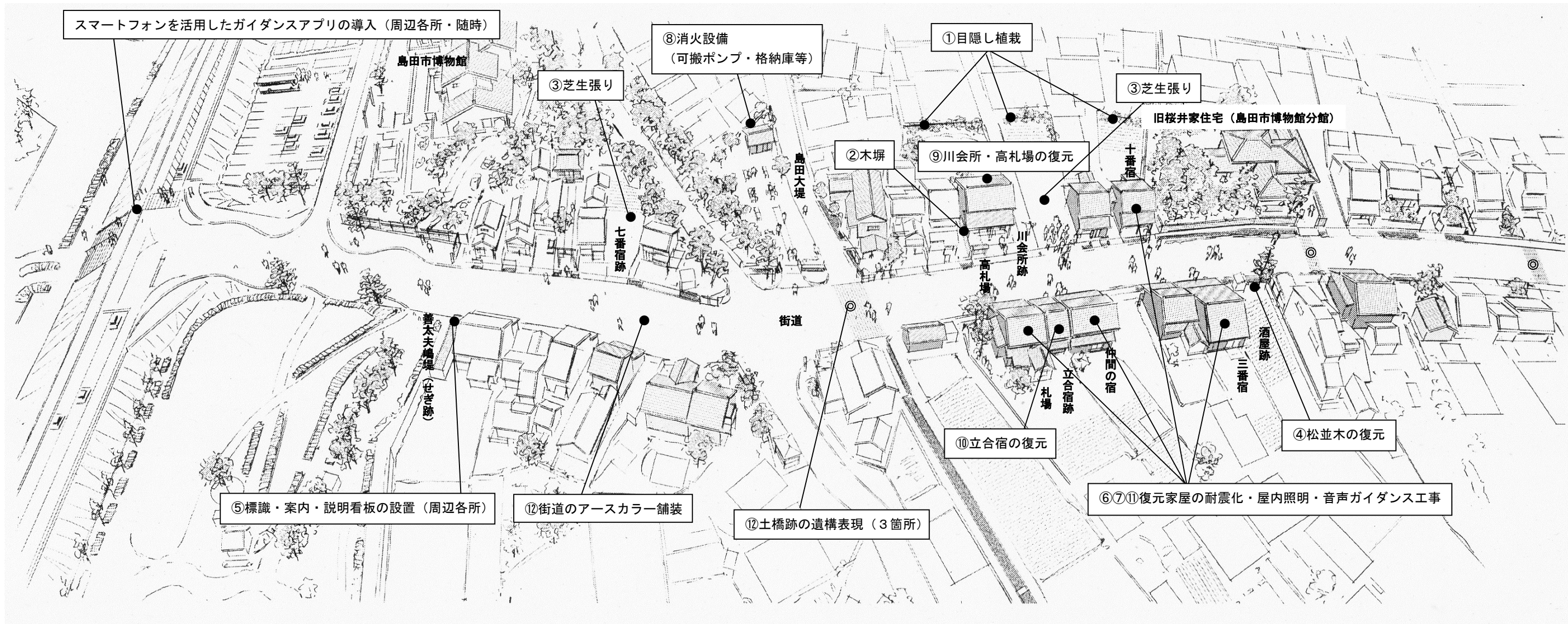


主な整備事業（整備イメージ図）



整備後の街道景観のイメージ

番宿を使ったわらじ作りの体験教室（左）と寄席の開催（右）（活用イメージ）

（実際の整備とは異なる場合があります。）

資料編

■川越街道修景基準

川越街道の歴史ある景観や住みよい環境を将来にわたって守っていくための基本的ルールである川越街道修景基準を住民の皆さんとの話し合いにより、以下の基本的考えに沿って策定しました。

この基準は、川越街道沿いに住む皆さんが将来家を建て替えたり、街道に面する部分の改修を行う場合に参考にしていただく基本的ルールです。

[修景の基本的考え方]

- 緩やかなルール・・・歴史ある街道景観と住みよい環境を守るための緩やかなルール化。
- 歴史を活かす・・・特徴ある街道の建物を将来に継承しながら、現在の生活に適合し、調和のとれた家並みとなるような建物のデザイン。
- 落ち着き・・・建物の色や形、屋根の勾配や庇など周囲の家並みとの調和を図り、街道の雰囲気心地よく保つ。
- 緑と水・・・緑や水路を活かし、日常生活を快適にする工夫をする。
- 時間をかけた整備・・・各個の事情により整備条件が異なるため、修景基準に沿って少しずつ家並みが整う。
- 自分たちが守る基準・・・家並みや街道の雰囲気が後世まで保てるよう、住民の皆さんが守れる範囲の修景基準。また、行政が守るべきことや来訪者が守るべき基準。

●川越街道修景基準

みんなが守り伝えるもの

建 物	気をつけること	基準の内容
形 態	家並み	・川越街道の歴史を感じさせる落ち着きのある家並みにしていきましょう。
	位 置	・家並みの調和に配慮した壁面の位置にするため、できるだけ90cm程度、壁面後退し、軒下の空間をつくりましょう。
	構 造	・木造建築、または軽量鉄骨等であっても街並みと調和した建物にしましょう。
	高 さ	・高さは、隣接する建物と調和するようにしましょう。
屋 根	勾 配 形 式	・周辺との調和のとれる屋根勾配（4～5寸勾配）にしましょう。 ・できるだけ平入りの屋根（道路に沿って屋根の軒を設け、道路側を玄関とする建て方）にしましょう。
	材 料 庇（ひさし）	・日本瓦の使用を基本としましょう。 ・庇（ひさし）を設ける場合、隣接建物に調和した高さとしましょう。
外 壁	材 料 色 彩	・家並みと調和した材質としましょう。 ・原色を避け、街道の歴史性を損なわない落ち着いた色調にしましょう。
窓	窓 枠	・窓枠は家並みに調和する落ち着いた色調のものにしましょう。
	障 子	・格子を設けることも考えましょう。 ・窓の内側に障子を利用することも考えましょう。
樋	軒・縦樋	・落ち着いた色彩のものを使用しましょう

建 物	気をつけること	基準の内容
付属品	設備機器等 (エアコン室外機 など) 販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からみえにくい位置に設置しましょう。 ・やむをえずみえる場合は、目隠し等で覆いましょう。 ・新たに設置する場合は、メーカーと交渉し、家並みに調和した仕様にしましょう。
外 構	門 塀	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する場合は、家並みに調和した門にしましょう。 ・設置する場合は、落ち着いた色彩の板塀の設置や植栽をしましょう。
看 板	案内板 商業の看板	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と調和する木製の看板にしましょう。 ・形態、色彩が極端と思われる看板は避けましょう。 ・位置は周辺環境に配慮した位置にしましょう。
敷 地	盛土の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・盛り土は隣接地と調和のとれた高さにしましょう。

行政が守るもの

- ・行政が建てる建築物については、上記の基準を守るとともに島田市景観形成推進会議に諮り、指導を受ける。
- ・行政が所有する史跡内の建築物は、歴史的資料等に基づいた建築を行い、史跡外は家並みと調和した建築物等にする。
- ・のぼりや標語などの文字の氾濫をさせないとともに、サイン（案内板や看板）の景観統一を図る。

来訪者が守るもの

- ・指定史跡などの民家への立ち入りに居住者の承諾を得ること。
- ・ゴミ等を持ち帰ること。
- ・車は道路上に停車しないで博物館の駐車場に置くこと。
- ・団体客は安全のため、交通の妨げにならないよう歩行すること。

（『川越街道修景基準策定業務委託報告書』より引用）

■事例 旧東海道藤川宿 『地元小学生がむらさき麦の種まき』

- ・岡崎市藤川町・旧東海道に完成した「本陣跡広場」をメイン会場に「岡崎市東部地域交流センター むらさきかん」「道の駅 藤川宿」など旧東海道藤川宿一帯で「藤川宿 むらさき麦まつり」が行われている。
- ・同まつりは2001年に第1回を開催。休止した年もあるが「むらさき麦」の穂が色づきみごろを迎える5月中旬に開き、今回で13回目になる。
- ・国道を挟んだ道向かいや旧東海道にむらさき畑をみることができ、芭蕉の句碑や本陣跡などをめぐるスタンプラリーを今年も行う。スタンプポイントでは藤川小学校の児童が自分たちで歴史などを調べ、特徴などを説明する。
- ・「米屋」の名で呼ばれる古民家では、小箱ショップ「むらさき小町」が手作り作品などを販売するほか、麦わら細工体験を展開。藤川小学校の児童が開発した「むらさき麦ビスケット」「むらさき麦もち」の販売も行う。
- ・その他、オープニングセレモニーでは、藤川小学校FJKチームむらさき16「藤川'shistory」藤川小学校 和太鼓演奏「天地」、藤川保育園「藤川音頭」も行われ、さまざまな団体のステージ発表や展示などがある。

[見どころ]

- ・紫色の穂が一面になびくむらさき麦畑
- ・むらさき麦お菓子グランプリ開催
- ・むらさき麦を100%使用の地ビール販売
- ・藤川小ちびっこガイド付き「藤川宿スタンプラリー」開催
- ・藤川宿米屋にて、小箱ショップ販売
- ・むらさき麦&藤川宿関連の商品販売
- ・その他、さまざまな団体のステージ発表や展示など盛りだくさん



藤川宿本陣跡広場



本陣跡広場北側の畑で「藤川まちづくり協議会」の指導のもと、地元の小学生がむらさき麦の種を播いている。

本ページの右側写真は、岡崎市HPより引用

■事例 郡上八幡（岐阜県） 水利施設と一体となった歴史的景観

- ・岐阜県郡上市八幡町、通称「郡上八幡」
- ・郡上八幡北町の町並みは、平成 24（2012）年に「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」として重要伝統的建造物群保存地区に選定された。
- ・郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区は、四方を山と川に囲まれた、自然地形を生かした城下町の一部で、統一された様式を持つ町家が密度高く建ち並んでいる。湧水をいかした水利施設が一体となって、城下町としての歴史的風致を今日によく伝え、価値が高いと評価されている。
- ・郡上八幡地区の市街地には、17 世紀に城下の防火などを目的に築造された水路がめぐらされている。現在、一部は整備され観光資源となっているが、多くは生活用水として利用され続けている。湧水や山水を引き込んだ水舟と呼ばれる水槽の水は飲用も可能である。
- ・平成 8 年に水の郷百選に認定された。また同年、日本の音風景 100 選として、郡上八幡旧庁舎記念館横の新橋から 12m 下の吉田川に飛び込む「吉田川の川遊び」が選定された。
- ・やなか水のこみち（別名「美術館通り」）
長良川と吉田川の玉石を敷き詰めた情緒溢れる小路。脇には水路が流れ、柳が並ぶ。おもだか家民芸館・齋藤美術館・遊童館・ロートレックミュージアムといった観光施設が集中している。
- ・町の各所にあるポケットパーク
郡上八幡の市街地には、水利用施設のほかに、水を中心のテーマとした「ポケットパーク」と呼ばれる親水施設があり、水にまつわる町並みを形成している。
- ・カワド
用水路の水の流れを「せぎ板」と呼ばれる板でせき止め、水位を上げて洗いものをする場。昔からの習慣が今でも残っていて、地域の共同使用のカワドには今でも地域の主婦達が洗い物をするために集まり、自然に地域コミュニティの場にもなっている。上流のカワドでは魚介類、野菜などの洗いや食器洗いにも利用されている。
- ・水舟
町を歩いていると、時折見られる木や石で作られた大きな水槽。湧水を引き込んだ二槽または三槽からなる水槽のうち、最初の水槽が飲み水や食べ物を洗うために使われ、次の水槽は汚れた食器などの洗浄に使われる。残飯はそのまま下の池に流れ、飼われている鯉など魚のエサとなり、水は自然に浄化されて川に放流される仕組みである。



郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区



やなか水のこみち

島田宿大井川川越遺跡整備基本計画

平成 年 月

作成 島田市教育委員会
〒427-0042 静岡県島田市中央町5-1
TEL・FAX 0547-36-7967・0547-37-2500